

静岡医療福祉センター 一般行動計画

雇用環境の整備及び働きやすい環境作りを行い、すべての職員がその能力を十分発揮できるよう、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日 ～ 令和12年3月31日 までの 5年間

2. 内容

目標1 計画期間内（または、令和12年3月まで）に、育児休業の取得人数を次の水準以上とする。
男性職員・・・1人以上 女性職員・・・取得希望者全員

<対策>

令和7年7月～ 育休制度（産後パパ育休・短時間勤務・休業時の賃金等の労働条件など）を、再度全
職員に周知する。

令和7年7月～ 育休取得見込みの職員や取得希望者の状況を早期に把握し、周囲に貴姉なく育児休業
等を取得できるよう、休業中の業務カバー体制（代替要員の確保、業務体制の見直しな
ど）の検討を行う。

目標2 計画期間内において、職員の各月の時間外・休日労働時間の平均を次の水準以下を継続する。
事業所全体平均・・・30時間

<対策>

令和7年7月～ 業務の見直し、人員確保など、時間外・休日労働削減のための検討を行い、実施する。

目標3 計画期間中に、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

令和7年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和7年7月～ 職員会議等で周知し、取得促進、職員間での勤務調整を行う。